

平成 2 7 年 4 月 1 2 日 執行

青 森 県 議 会 議 員 一 般 選 挙
立 候 補 の 手 引

青 森 県 選 挙 管 理 委 員 会

目 次

第1	一般的な注意事項	1
第2	諸届出事項	1
1	県議会議員の被選挙権	1
2	立候補の届出	2
3	その他の届出	3
第3	物品及び証明書類の使用に関する注意	5
1	候補者に交付する物品・証明書類一覧	5
2	選挙運動用自動車の表示板	6
3	選挙運動用拡声機の表示板	6
4	街頭演説用標旗	6
5	街頭演説用腕章及び乗車乗船用腕章	6
6	候補者用通常葉書使用証明書及び選挙運動用通常葉書差出票	6
7	新聞広告掲載証明書	7
第4	特に注意を要する選挙運動	7
1	選挙事務所	7
2	自動車、船舶及び拡声機の使用	9
3	文書図画の頒布	9
4	インターネット等を利用する方法による文書図画の頒布	10
5	文書図画の掲示	11
6	ポスター、立札及び看板の類	11
7	選挙運動のために使用するポスターの記載内容等	12
8	ポスター掲示場	12
9	文書図画の撤去義務	12
10	新聞広告	13
11	個人演説会	13
12	街頭演説	16
13	選挙公報	17
14	休憩所等の禁止	19
15	選挙運動ができない者	20
16	地位利用による選挙運動の禁止	20
17	戸別訪問の禁止	21
18	署名運動の禁止	21
19	飲食物の提供の禁止	21
20	気勢を張る行為の禁止	21
21	連呼行為の禁止	21
22	文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限	22

この手引は、候補者が立候補するに当たっての届出の方法、県委員会から交付される選挙用の各種物品・証明書類の交付の手續、その使用方法等について説明するとともに、選挙運動をするに当たって、候補者に特に留意していただく事項について簡略に記述したものです。

第1 一般的な注意事項

1 選挙に関する届出等の時間及び場所

選挙について、選挙管理委員会、選挙長及び開票管理者に対してなされるすべての届出、請求、申出、その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければなりません。(法270)

県委員会又は選挙長への届出は、別記2(P33)の各選挙区の選挙長事務取扱場所に提出してください。

なお、選挙公報掲載申請書、掲載文及び選挙公営関係書類は、県庁の県委員会事務局へ提出してください。

2 物品等の交付

立候補届出の際、物品や証明書類の交付を受けるときは、交付物品目録と対照して、その種類と数量を必ず点検し、不足分、二重交付、不備等があったときは、直ちに交付係員に申し出てください。

3 物品等の保管

物品及び証明書類の交付を受けた後、再交付しない物品、証明書等がありますので、紛失、盗難又は毀損のないように保管に注意してください。

4 選挙長等

青森県選挙管理委員会委員長及び選挙長の氏名、選挙長の事務を取扱う場所は次のとおりです。

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 青森県選挙管理委員会委員長 | 柿崎光顯 |
| (2) 各選挙区の選挙長 | 別記1(P33)のとおり |
| (3) 各選挙区の選挙長事務取扱場所 | 別記2(P33)のとおり |

第2 諸届出事項

1 県議会議員の被選挙権

県議会議員の選挙権のある人で、満25歳以上の人に被選挙権があります。(法10①)

※ 県議会議員の選挙権のある人は、満20歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上同一の市町村の区域内に住所がある人です。なお、同じ都道府県内の他の市町村に住所を移したときは、1回に限り引き続き選挙権を有します。(法9)

2 立候補の届出

(1) 記載方法

ア 「氏名」は、戸籍簿に記載された氏名（戸籍名）でなければなりません。しかし、戸籍簿記載の氏名に対応する常用漢字表及び人名用漢字別表等に記載された文字を使用して届け出るとは差し支えありません。

イ 「本籍、住所及び生年月日」は、被選挙権の有無の判定上必要となるものですから、正確に書いてください。

生年月日欄のカッコ内には、選挙期日（4月12日）現在の満年齢を記入してください。

ウ 「党派名」も正確に記入してください。この場合、自己の属する政党その他の政治団体の名称（2以上の団体に属するときは、いずれかの1の団体）を記入してください。

名称とは、候補者届出書に添付しなければならない所属党派証明書がある政党その他の政治団体の名称です。

したがって、所属党派証明書を有しない者は、党派欄に「無所属」と記載しなければなりません。

エ 「職業」は、特に公職については、単に「公務員」と書かないで、「何々市何々委員」というようになるべく詳細に記載してください。

また、兼職を禁止されている職にある者についてはその職名を、地方自治法第92条の2に規定する県との請負関係にある者についてはその旨を必ず記載してください。

(2) 添付書類

ア 「供託証明書」は、供託した際に、供託した法務局若しくは地方法務局又はその支局から発行されます。供託金額は60万円です。（法92①）

供託をすべき者は、立候補をしようとする者、すなわち候補者本人か推薦届出人です。

したがって、本人が自分で届出する場合に第三者が供託したり、推薦届出の場合に候補者本人が供託しても効果がありません。

なお、供託書には、立候補者の本名（戸籍簿に記載された氏名）を記載しなければなりませんし、推薦届出の場合でも供託書の「供託の原因たる事実」欄に、候補者の本名を記載しなければなりませんのでご注意ください。

供託は、選挙期日の告示前でもすることができますので、早めに済ませておいてください。

イ 「候補者推薦届出承諾書」と「選挙人名簿登録証明書」は推薦届出の場合のみに必要です。

ウ 候補者の住所を確認する必要がありますので、住民票の抄本を添付してください。

エ その他の添付書類を含め、書類は各々一通のみ添付してください。

(3) その他

ア 立候補届出書については、3月27日（金）までの執務時間内に事前審査を行いますので、所要の事項を全部正確に記載して、次の場所に持参してください。なお、事前審査においてになる際は、予め時間について予約をされるようお願いいたします。

(7) 東津軽郡選挙区・・・・・・県委員会事務局

(4) その他の各市・郡の選挙区・・・別記2(P33)各選挙区の選挙長事務取扱場所の表中の「告示日以外の日」欄に記載する各市・町の委員会事務局

イ 事前審査を受けない場合において、立候補届出当日不備がある場合は、選挙長が届出を却下することもありますのでご注意ください。

ウ 立候補届出の際は、立候補届出書又は推薦届出書に押した印鑑を必ず持参してください。

エ 届出の日時は、4月3日（金）の午前8時30分から午後5時までです。
なお、4月3日の受付の方法は、午前8時30分前までに到着した方が2人以上いらっしゃる場合は、くじにより受付順を決定します。

オ 届出受付は、別記2(P33)の告示日における選挙長事務取扱場所で行います。

3 その他の届出

(1) 立候補の辞退届

立候補の辞退は、選挙長に文書で、辞退の届出をしなければなりません。
辞退届出の期間は、立候補届出の日（4月3日）の午後5時までです。

(2) 立候補届出事項の異動届出

立候補の届出事項に異動が生じた場合は、その旨を直ちに選挙長に文書で届け出てください。

(3) 出納責任者、選挙事務所及び選挙運動に使用する者の届出

ア 出納責任者

後述する出納責任者及び出納責任者の職務代行者の項（P23）を参照してください。

イ 選挙事務所

後述する選挙事務所の項（P7）を参照してください。

ウ 選挙運動に使用する者の届出

後述する選挙運動に使用する者に対する報酬の支給の項（P25）を参照してください。

(4) 選挙立会人となるべき者の届出

ア 選挙立会人となるべき者は、①郡の選挙区、弘前市選挙区、五所川原市選挙区、むつ市選挙区及び平川市選挙区においては、当該選挙の選挙権を有する者、②青森市選挙区、八戸市選挙区、黒石市選挙区、十和田市選挙区、三沢市選挙区及びつがる市選挙区においては、選挙区内の選挙人名簿に登録された者でなければなりません。

イ 届出は任意ですが、常に（推薦届出の場合でも）候補者が届出をすることになっています。

ウ 届出先は、選挙長です。

エ 届出は、選挙期日前3日（4月9日）の午後5時までです。

オ 届出の際には、立会人となるべき者の承諾書と青森市選挙区、八戸市選挙区、黒石市選挙区、十和田市選挙区、三沢市選挙区及びつがる市選挙区においては、その者が選挙人名簿に登録されている旨の証明書を添付しなければなりません。

(5) 開票立会人となるべき者の届出

ア 郡の選挙区、弘前市選挙区、五所川原市選挙区、むつ市選挙区及び平川市選挙区においては、その開票区内の選挙人名簿に登録されている者を開票立会人となるべき者として届出することができます。

イ 届出は任意ですが、常に（推薦届出の場合でも）候補者が届出をすることになっています。

ウ 届出先は、各市町村委員会です。

エ 届出は、選挙期日前3日（4月9日）の午後5時までです。

オ 届出の際には、立会人となるべき者の承諾書を添付しなければなりません。

第3 物品及び証明書類の使用に関する注意

1 候補者に交付する物品・証明書類一覧

立候補の届出の際に、次の物品・証明書類を交付します。

交付物品・証明書類の種類	数量	交付者	使用の目的	摘要
選挙運動用自動車 ・船舶表示板	1	県委員会	自動車冷却器又は船舶操舵室の前面に常時掲示する。	自動車、船舶につき、どちらか1を選択し使用できる。
選挙運動用拡声機 表示板	1	〃	拡声機送話口の下部に常時掲示する。	
街頭演説用標旗	1	〃	街頭演説の場合に掲出する。	
選挙運動用自動車 ・船舶乗車船用腕章	4	〃	候補者、運転手1名及び船員以外の者が乗車(船)中着用する。	
街頭演説用腕章	11	〃	街頭演説に従事する者が着用する。	1標旗の下に自動車、船舶乗車船用腕章を通じて15以内に限る。
候補者用通常葉書 使用証明書	1	選挙長	無料葉書の交付を受け、又は手持の葉書に選挙用の表示を受ける場合、郵便局に提示する。	通常葉書8,000枚
選挙運動用通常葉書 差出票	40	〃	選挙運動用通常葉書を郵便局に差し出すときに添付する。	郵便局の窓口に差し出すこと。 1枚の差出票により200枚の通常葉書を差し出すことができる。
新聞広告掲載証明書	2	〃	希望する新聞社に提出し有料で2回広告を掲載できる。	横9.6cm、縦2段組以内記事下に限る。色刷りは認められない。

2 選挙運動用自動車の表示板

- (1) この表示板は、選挙運動用自動車の冷却器の前面に、使用中、常時掲示しておかなければなりません。
- (2) 万一、表示板が盗難、紛失又は毀損をし、再交付を受けようとする場合は、理由書を添えて、文書で再交付の申請等の手続をとる必要があります。
なお、上記のような事態が起こったときは、盗難又は紛失による場合は再交付申請書に紛失届出をした警察署名及び当該警察署へ届け出た年月日を記載し、毀損による場合は毀損した表示板を併せて添えることになっています。
- (3) 自動車を選挙運動に使用する場合は、この表示板を掲示することのほか、取締関係法令の規制を受けることに注意しなければなりません。

3 選挙運動用拡声機の表示板

- (1) この表示板は、主として選挙運動のために使用される拡声機の送話口の下部に、使用中、常時掲出しておかなければなりません。
- (2) 再交付の手続は、2の(2)を参照してください。

4 街頭演説用標旗

- (1) 街頭演説の回数は、特に制限されていませんが、街頭演説を行うためには、必ず標旗をその演説中掲げておかなければなりません。
- (2) 再交付の手続は、2の(2)を参照してください。

5 街頭演説用腕章及び乗車乗船用腕章

- (1) 街頭演説用腕章は、県委員会から11枚交付されますが、これと同時に乗車乗船用腕章が4枚交付されます。この場合、乗車乗船用腕章は、街頭演説用腕章にも使用することができます。
- (2) 再交付の手続は、2の(2)を参照してください。

6 候補者用通常葉書使用証明書及び選挙運動用通常葉書差出票

- (1) この証明書を選挙運動期間中に青森中央郵便局、青森西郵便局、弘前郵便局、八戸郵便局、八戸西郵便局、五所川原郵便局、十和田郵便局、三沢郵便局、むつ郵便局及び野辺地郵便局のいずれかに提示すれば、候補者1人につき8,000枚の「選挙用」の表示をしてある通常葉書が無料で交付されます。
また、手持ちの私製葉書又は郵便葉書を用いる場合には、「選挙用」の表示を受けるためにこの証明書の提出を必要とします。
- (2) 前記(1)の証明書の交付欄は数欄に分けてありますので、通常葉書の交付又は手持ち葉書の表示は、数回に分けることができます。
- (3) 郵便局から交付される通常葉書の全部又は一部の交付を受けないときは、その交付を受けない枚数の範囲内で、手持ちの私製葉書又は郵便葉書を使用することができます。なお、この場合においても前記(1)の「選挙用」の表示を受けなければなりません。この表示を受けた手持ちの私製葉書又は郵便葉書は、通常葉書と同様に無料で郵送することができます。

- (4) 手持ちの私製葉書又は郵便葉書を使用する場合は、その購入に要した費用は、選挙運動費用に算入されます。
- (5) 葉書の発送は、必ず郵便物の配達事務を取り扱う各郵便局の窓口にし出しさなければなりません。この場合、選挙長の発行する選挙運動用通常葉書差出票を添えて差し出すことが必要ですので、例えば、郵便ポストに投函したり、選挙人に路上で手渡すとか、人を使って配布することはできません。
- (6) 交付又は表示を受けた葉書で、印刷を誤り、書き損じ又は毀損したものについては、その枚数に限って手持ちの葉書を代えて使用することができます。この場合、表示を受けた支店にその葉書を提出し、「選挙用」である旨の表示を受けなければなりません。無料葉書の再交付を受けることはできません。書き損じの葉書は、各郵便局において選挙運動の期間中保管することになっています。
- (7) 選挙運動用通常葉書の頒布は、選挙運動が選挙期日の前日までしかできないことになっていますので、少なくとも投票日の前日（4月11日）までに宛先に到着するようにしなければなりません。

7 新聞広告掲載証明書

- (1) この証明書を、掲載を希望する新聞社に広告原稿を添えて提出すれば、有料で新聞広告ができます。

広告の時期は、選挙運動期間中（立候補の届出をしたときから選挙期日の前日まで）でなければなりません。新聞によっては相当日時の余裕をもって申し込まなければ、自己の希望する期日等に広告することができない場合がありますので、早めに掲載する新聞の指定（掲載期日、朝夕刊の別）を新聞社と契約しておく必要があります。

- (2) 新聞広告は2回に限られます。広告の掲載場所は記事下、スペースは横9.6cm、縦2段組以内と定められ、色刷りは認められていません。広告は候補者でなければできませんが、その記載内容は自由であって、政見等はもとより候補者の写真を入れることも差し支えありませんが、スペースを考えて広告原稿を作成する必要があります。

第4 特に注意を要する選挙運動

公職選挙法に違反して選挙運動を行い罰金刑又は禁固以上の刑に処せられた者は、選挙権及び被選挙権が停止される場合があるので、十分注意してください。（法252①、②）

1 選挙事務所

- (1) 選挙事務所の設置

選挙事務所とは、選挙運動に関する事務を取り扱う一切の場所的設備をいいます。したがって、選挙対策本部、連絡事務所等の名称を用いても、その実態が特定候補者のための選挙運動に関する事務を取り扱っているような場合は、選挙事務所と認められます。

選挙事務所を設置することができる者は、候補者又はその承諾を得た推薦届出者（数人あるときはその代表者）に限られます。（法130①）

ア 設置できる選挙事務所の数（法131①(5)）

1箇所を超えることはできません。

イ 選挙事務所を設置したときの手続（法130②・令108①, ②）

選挙事務所を設置したときは、直ちに文書で①県委員会及び②選挙事務所が設置された市町村委員会に届け出なければなりません。（様式10号）

届出の内容は、(ア)選挙事務所の所在地・電話番号、(イ)選挙事務所の設置年月日、(ウ)候補者の氏名、(エ)設置者の氏名 ですが、設置者が推薦届出者であるときは、さらに次の文書を添付しなければならないことに注意してください。

(ア) 選挙事務所を設置することを候補者が承諾したという文書

(イ) 推薦届出者が数人いるときは、その代表者であるという文書

(2) 選挙事務所の異動（法130②, 131②, 令108③）

選挙事務所を移転（異動）し、又は廃止することは1日につき1回限り自由に行うことができます。この場合でも文書で県委員会、選挙事務所の異動前の市町村委員会及び異動後の市町村委員会に届け出なければなりません。ただし、選挙管理委員会から閉鎖を命ぜられたり、候補者を辞退した場合のように必然的に選挙事務所が廃止されるようなときは、この届出を要しません。

異動することができる者並びに届出書の記載事項及び添付書類は、設置の場合と同じです。

(3) 選挙事務所を表示する方法（法143①(1), ⑤, ⑦, ⑨, ⑩）

選挙事務所には、その表示のために次のようなものを掲示することができます。

ア 種類

ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

イ 規格

(ア) ポスター、立札及び看板の類は、縦350cm、横100cmを超えてはなりません。縦を横にすることは自由です。

(イ) ちょうちんの類は、高さ85cm、直径45cmを超えてはなりません。

ウ 数量

ポスター、立札及び看板の類は通じて3以内、別にちょうちんの類は1個に限られています。

エ 記載の内容

全体として、選挙事務所を表示するためのものでなければなりません。したがって、単に候補者の政見や経歴のみを記載したようなものは掲示できませんが、付随的に政見を記載したり候補者の写真や画像等を張り付けることは差し支えありません。

オ 掲示の場所

選挙事務所の所在場所に限られ、選挙事務所から離れた場所に掲示することはできません。

(4) 選挙当日における設置場所の制限（法132）

選挙事務所の設置場所は別段の制限がなく、投票当日でも設置しておくことが認められます。ただし、投票当日には、投票所を設けた場所の入口から（入口が2か所以上あるときは、そのいずれからも）300m以内（直線距離で測る。）の区域にある選挙事務所は閉鎖するか、又は300m外の区域に移転させなければなりません。なお、この場合は異動（又は廃止）届が必要です。

2 自動車、船舶及び拡声機の使用

(1) 自動車、船舶及び拡声機の数

ア 自動車(その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。)1台又は船舶1隻及び拡声機1そろいを選挙運動のために使用できます。(法141①)

イ 自動車若しくは船舶又は拡声機には、県委員会が交付した表示板を掲示しなければなりません。(法141⑤)

なお、拡声機については、これ以外に個人演説会又は幕間演説の開催中、その会場において別に1そろい使用することができますが、これには表示板を掲示する必要はありません。

(2) 使用できる自動車(令109の3)

ア 乗車定員10人以下の乗用自動車でイ及びウに該当するもの以外のもの(二輪自動車(側車付のものを含む。次において同じ。)以外の自動車については、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除く。)

イ 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車(上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除く。)

ウ 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの(上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているものを除く。)

エ アからウまでの自動車(二輪自動車を除く。)で上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開閉できるものを、その上面、側面又は後面の全部又は一部(側面又は後面にある窓を除く。)を走行中開いて使用している場合は、当該自動車は、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているものとみなします。

(3) 自動車等の乗車制限(法141の2)

ア 選挙運動のために使用される自動車又は船舶に乗車又は乗船する者は、自動車1台又は船舶1隻について候補者、運転手(1名)及び船員(人数の制限はない)を除き4人を超えてはなりません。

イ アの乗車又は乗船する者(候補者、運転手及び船員を除く。)は、県委員会が交付する腕章を着けなければなりません。

(4) 車上の選挙運動の禁止(法141の3)

選挙運動のために使用する自動車の上においては、選挙運動をすることができません。

ただし、停止した自動車の上において選挙運動のための演説をすること及び午前8時から午後8時までの間に走行中の自動車(船舶)の上において連呼行為をすることは例外的に認められています。(法141の3ただし書、140の2①ただし書)

(5) 選挙運動用自動車の使用の公営

供託金を没収されない候補者は、公営条例で定める額(P26参照)の範囲内で無料で、選挙運動用自動車を使用することができます。

(注) 選挙運動のために使用される自動車については、告示日の前日(4月2日)の午後1時から午後3時までの間に、県内全警察署において検査を行います。

3 文書図画の頒布

選挙運動のために使用する文書図画は、通常葉書のほかは頒布することができません。

(法142①)

- (1) 頒布できる通常葉書の枚数は、候補者1人について、8,000枚です。(法142①(4))
- (2) 通常葉書の掲載文書の内容には制限がありませんので、候補者の写真を掲載することもできますが、他の罰則に触れる事項(例えば、虚偽事項の公表、利益供与、利害誘導等の記事)を掲載することはできません。
- (3) 通常葉書の頒布は、少なくとも投票日の前日(4月11日)までに宛先に到着するようにならなければなりません。

4 インターネット等を利用する方法による文書図画の頒布

法第142条第1項の規定にかかわらず、選挙運動のために使用する文書図画は、インターネット等を利用する方法により頒布することができます。(法142の3、142の4)

(1) ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁

ア ウェブサイト等を利用する方法

ウェブサイト等を利用する方法※により、選挙運動を行うことができます(法142の3①)。

※ ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものをいいます。例えば、ホームページ、ブログ、SNS(ツイッター、フェイスブック等)、動画共有サービス(YouTube、ニコニコ動画等)、動画中継サイト(Ustream、ニコニコ動画の生放送等)等です。

イ 表示義務

選挙運動又は当選を得させないための活動に使用する文書図画を掲載するウェブサイト等には、電子メールアドレス等を表示しなければなりません(法142の3③、142の5①)。

ウ 選挙期日当日の取扱い

ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができます(法142の3②)。

ただし、選挙運動は選挙期日の前日までに限られており、選挙期日当日の更新はできません(法129)。

(2) 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

ア 利用主体の制限

電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画については、候補者・確認団体に限って頒布することができます(法142の4①)。候補者・確認団体以外の一般有権者は引き続き禁止されています。

イ 送信先の制限

選挙運動用電子メールの送信先には、自らアドレスを通知し、受信に同意した者に限る等、一定の制限があります(法142の4②・⑤)。

ウ 記録保存義務

選挙運動用電子メール送信者は、一定の記録を保存しなければなりません(法142の4④)。

エ 表示義務

選挙運動又は当選を得させないための活動に係る電子メールで送信される文書図画には、送信者の氏名・名称や電子メールアドレス等、一定の事項を表示しなければな

りません（法142の4⑥・142の5②）。

(3) 選挙運動用有料インターネット広告の禁止等

選挙運動のための有料インターネット広告については禁止されています。ただし、確認団体は、選挙運動期間中、当該確認団体の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする政治活動用有料広告を掲載することができます（法142の6）。

(4) インターネット等を利用した選挙期日後のあいさつ行為

選挙の期日後において、選挙人にあいさつする目的で、インターネット等を利用し文書図画を頒布することができます（法178(2)）。

5 文書図画の掲示

(1) 選挙運動のために使用する文書図画は、次に掲げるもののほかは、掲示することができません。

ア 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（法143①(1)、⑦、⑨、⑩）

イ 選挙運動のために使用する自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（法143①(2)、⑨、⑩）

ちょうちんの類は、1個に限られますが、立札、看板の類の数は特に制限はありません。

ウ 候補者の使用するたすき、胸章及び腕章の類（法143①(3)）

数に制限はありません。

エ 個人演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（法143①(4)、⑧、⑨、⑩）

(7) ポスター、立札及び看板の類

演説会場内の掲示する数は制限はありませんが、演説会場外では、会場ごとに通じて2を超えて掲示することができません。

(イ) ちょうちんの類

演説会場ごとに1個に限られ、演説会場の内外を問いません。

オ 屋内の個人演説会場内における映写等の類（法143①(4)2）

屋内の演説会場内においては、その演説会の開催中映像等の類を掲示することができます。

カ 選挙運動のために使用するポスター（法143①(5)）

選挙運動のために使用するポスターについては、選挙当日においても掲示しておくことができます。（法143⑥）

(2) 選挙運動のために、アドバルーン、ネオンサイン又は電光による表示、スライド、その他の方法による映写等の類を掲示すること（上記オの場合を除く。）は、法143条第1項の禁止行為に該当するものとみなされることとなっていますので掲示することができません。（法143②）

(3) 選挙運動に使用するポスターは、市町村委員会が設置するポスター掲示場ごとに候補者1人につきそれぞれ1枚に限り掲示するほかは掲示することができません。（法143④）

6 ポスター、立札及び看板の類の規格

(1) 選挙事務所を表示するためにその場所において使用するポスター、立札、ちょうちん

及び看板の類

前記第4の1の項の(3)(P8)を参照してください。

- (2) 選挙運動のために使用する自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

ア ポスター、立札及び看板の類

縦273cm、横73cmを超えることができません。(法143⑨)

イ ちようちんの類

大きさは、高さ85cm、直径45cmを超えることができません。(法143⑩)

- (3) 候補者の使用するたすき、胸章及び腕章の類の規格の制限は特にありません。

- (4) 個人演説会場において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

ア ポスター、立札及び看板の類

演説会場内では規格の制限はありませんが、演説会場外では縦273cm、横73cmを超えることができません。(法143⑨)

イ ちようちんの類

大きさは、高さ85cm、直径45cmを超えることができません。(法143⑩)

- (5) 選挙運動のために使用するポスター

タブロイド型(長さ42cm、幅30cm)を超えることができません。(法144④)

7 選挙運動のために使用するポスターの記載内容等

- (1) 紙質、記載内容及び色彩について制限はありませんが、虚偽事項又は利害誘導事項の記載については、罰則が設けられていますので注意してください。
- (2) ポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名(法人にあっては名称)及び住所を記載しなければなりません。(法144⑤)
- (3) 検印又は証紙を貼る必要はありません。
- (4) 供託金を没収されない候補者は、公営条例で定める額(後述「第6 4 選挙運動用ポスターの作成の公営」の項(P30)参照)の範囲で無料で選挙運動用ポスターを作成できることとなっています。

8 ポスター掲示場

- (1) 市町村委員会は、投票区ごとに政令で定める基準に従って、公衆の見やすい場所にポスター掲示場を設置し、その設置場所を告示することになっています。(法144の2④⑧, 令111, ポスター条例1)

その告示の写しは、各市町村委員会で各候補者に交付する分を用意していますので、市町村委員会から交付を受けてください。

- (2) ポスター掲示場数

別記3(P34)記載のとおりです。

- (3) ポスター掲示場の掲示面の区画には番号を記載しておりますので、立候補届出受理番号と同一の番号の箇所に1枚掲示してください。なお、ポスター掲示場の材質は各市町村によって異なりますので、別添資料(P36)に記載されている貼付可能な方法により、ポスターを貼り付けてくださるようお願いいたします。

9 文書図画の撤去義務（法143の2）

選挙事務所を表示するために使用したもの、選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用したもの並びに演説会場においてその演説の開催中使用したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は、選挙事務所を廃止したとき、選挙運動のために使用した自動車若しくは船舶を選挙運動のために使用することをやめたとき又は演説会が終了したときは、それぞれを掲示した者は、直ちにこれを撤去しなければなりません。

10 新聞広告

(1) 候補者は、選挙運動期間中（立候補の届出をしたときから選挙の期日の前日までの間）2回を限り、いずれか一の新聞に一定寸法（横9.6cm、縦二段組以内であってその場所は記事下に限るものとし、色刷りは認められない。）内で選挙運動のための新聞広告をすることができます。

広告は、同じ新聞に2回掲載することも、別々の新聞に1回ずつ掲載することもできます。掲載する新聞の選択は候補者の自由です。（法149④、規則19）

(2) 掲載の手続

候補者は、新聞広告をしようとするときは、選挙長が立候補の受付をした際に交付する「新聞広告掲載証明書」を新聞広告を掲載しようとする新聞社へ広告原稿と一緒に提出しなければなりません。（規程100）

(3) 広告を掲載した新聞の頒布の方法等

広告を掲載した新聞は、新聞紙の販売を業とする者が通常の方法で、かつ、有償で頒布し、又は県委員会が指定する場所に掲示する以外は頒布又は掲示することができません。（法149⑤）

※ 県委員会が指定する場所（規程101、99①）

- ① 一般商業新聞については、当該新聞を発行する会社の本社、支社、支局（個人が発行する新聞については主たる事務所その他の事務所）、販売店の店頭等で当該新聞を掲示することを常例としている場所
- ② 政党その他の政治団体、労働組合、文化的目的で結成された諸団体等の発行する機関誌については、その本部・支部及びその他の事務所等で当該新聞を掲示することを常例とする場所
- ③ いわゆる業界新聞については、当該新聞を発行する団体等の主たる事務所及びその他の事務所、販売店の店頭等で当該新聞を掲示することを常例とする場所

(4) 新聞広告は、有料で行うことになります。

11 個人演説会

個人演説会とは、候補者の政見の発表、候補者への投票依頼等選挙運動のために、通常、候補者個人が開催する演説会をいいます。なお、聴衆を参集させた上で演説するという点において、単なる「演説」とは区分されます。

(1) 使用施設等

ア 個人演説会は、公営施設使用の個人演説会とその他の施設使用の個人演説会とに区分されます。

(7) 公営施設使用の個人演説会(法161①, 法164, 令119③)

使用できる施設は次のものです。

- a 学校(注1)及び公民館(注2)
- b 地方公共団体(市町村等をいう。)の管理に属する公会堂
- c 上記のほか市町村委員会の指定する施設

これらの公共施設使用の申出があった場合は、その管理者において演説会の開催に必要な設備(照明設備・演壇・聴衆席等)をすることになっており、また、その施設の使用について、同一施設ごとに1回を限り無料です。従って、2回目からはあらかじめ費用を納付しなければ使用することはできません。なお、施設の管理者がする設備のほかに、候補者の自己負担において他の必要な設備をすることは認められております。

(注1) 学校とは、小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・盲学校・ろう学校・養護学校及び幼稚園をいい、国立・公立・私立の別を問いません。小学校の分校は、独立の学校として扱われます。

(注2) 公民館とは、社会教育法第21条に規定する公民館であって、市町村又は公民館設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人が設置したものをいいます。地区等の集会の用に充てるため公民館の呼称をもって設けられた地区所有等の施設はここにいう公民館ではありません。

(イ) その他の施設使用の個人演説会

使用できる施設は、前記(7)に掲げるもの以外のもので、例えば、個人の住宅、神社、寺院、劇場等です。ただし、次のイの(オ)に述べるとおり特定の建物は、前記(7)の場合以外には使用できませんので注意してください。

イ 開催するについての制限

(7) 開催上の注意

公営施設以外の施設の中には「建物その他の施設の構内を含む」ものとされているので、工場の空地、小学校等の校庭、玄関先、ビルの中庭等を使用する場合も個人演説会となります。

また、何ら施設のない所、例えば路地等では個人演説会は開催できず、もし開催すれば街頭演説になり、法164条の5の規定に従わなければなりません。

(イ) 他の演説会の禁止(法164の3)

選挙運動のためにする演説会は、法の規定によって行う個人演説会を除くほかは、いかなる名目によっても開催することはできません。候補者以外の者が2人以上の候補者の合同演説会を開催するときは、前記の禁止行為に該当するものとみなされますので十分注意してください。

(ウ) 他の選挙の投票日における制限(法165の2)

当該選挙の運動期間中に他の選挙の投票が行われる場合は、その選挙の投票当日は、その投票所を設けた場所の入口から300m以内(直線距離で測る。)の区域では、午前零時から投票所を閉じる時刻までの間は、個人演説会を開くことができません。(街頭演説及び連呼行為の場合も同じ。)

(エ) 公営施設の使用制限(令116)

個人演説会に使用される公営施設は、次のような場合には使用することはできません。

- a 学校の場合は、授業、研究又は諸行事に支障がある場合
- b 学校以外の施設の場合は、業務又は諸行事に支障がある場合

(オ) 個人演説会の制限（法166）

何人も次に掲げる建物又は施設においては、いかなる名目によっても個人演説会を開催することができません。ただし、次のaの場合において、公営施設使用の個人演説会を開催する場合は、この制限はありません。

- a 国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。）
- b 汽車、電車、乗合自動車、船舶（選挙運動に使用する場合の船舶を除く。）及び停車場その他鉄道地内
- c 病院、診療所その他の療養施設（その他の療養施設とは、病院、診療所以外の療養施設です。例えば、あんま、はり、灸等の施設は含まれませんが、アフターケア、助産所等の施設は含むものと解されています。）

(2) 個人演説会の開催手続

ア 申出手続（法163, 令112, 規程121）

(7) 公営施設を使用する場合（法163, 規程121）

- a 候補者は、個人演説会を開催しようとするときは、開催予定日前2日まで（前々日の午後5時まで）に県委員会があらかじめ候補者に配布する「個人演説会開催申出書」に必要な事項を記載し、市町村委員会に申し出なければなりません。

この場合、同一の施設につき同時に2以上の開催の申出をし、又はすでに申し出た使用の日を経過しない間に新規の申出はできないことになっています。

上記の申出があると市町村委員会は、他の候補者からの申出と競合することがないかを確認し、競合しない場合は、直ちにその施設の管理者に通知します。

（上記により個人演説会を開催できないとされた場合は、その旨、候補者に通知されます。）

管理者は、その通知に基づき施設の使用の可否を決定し、市委員会及び申込みをした候補者にその旨通知しますから、候補者又はその代理人は、管理者に上記の通知書を提示することにより、個人演説会を開催することになります。

- b 費用の納付と施設の無料使用

開催できる旨の管理者の通知を受けたときは、施設の使用のために必要な経費をあらかじめ管理者に納付しなければなりません。（令120）

公営施設を使用する場合は、候補者1人につき、同一施設（設備を含む。）ごとに1回限り無料とされます。（法164）

上記のほか、開催手続の細目は、市町村委員会の定めるところに従わなければなりません。

(イ) その他の施設を使用する場合（法161の2）

候補者は、公営施設以外の施設（民間の施設のことをいう。）を使用して、個人演説会を開催しようとする場合は、会場使用の可否、費用等については、所有者あるいは管理者と交渉して立候補届出をした日から個人演説会を開くことができます。

イ 演説できる者及び使用時間（法162, 法164の4, 令112③）

- (7) 個人演説会の開催者は候補者ですが、演説する者には制限がありません。したが

って、候補者以外の者が演説する場合、その場所に候補者が現にいることが必要でないばかりでなく、全く候補者が演説会に出席しなくても差し支えありません。また、候補者の演説を吹き込んだ録音盤を使用することも許されております。

(イ) 使用時間は、公営施設を使用する場合は、1回について5時間を超えることができませんが、公営施設以外の施設の場合は、制限がありません。

ウ 個人演説会において用いる文書図画（法143①(4)、⑧、令110）

候補者は、演説会場において、その演説会の開催中、自ら次の文書図画を掲示することができます。

(7) ポスター、立札及び看板の類

演説会場内に掲示する数は制限がありませんが、演説会場外では、会場ごとに通じて2を超えて掲示することができません。

これらの掲示物の規格は、演説会場内では規格の制限はありませんが、演説会場外では縦273cm、横73cmを超えてはなりません。

(イ) ちょうちんの類

演説会場ごとに1個に限られ、演説会場内外を問いません。

その規格は、高さ85cm、直径45cmを超えてはなりません。

また、(7)及び(イ)の掲示物は、表面に責任者の氏名及び住所を記載しなければならないことになっています。

(ウ) 映写等の類

屋内の演説会場内において、その演説会の開催中映写等の類を掲示することができます。

エ 個人演説会における連呼（法140の2①）

連呼は、原則として禁止されますが、個人演説会場では許されます。しかし、この場合でも個人演説会場内の聴衆に向かって会場内で行うことが要件ですから、窓や入口を外に向かって連呼するようなことは許されません。

(3) 公営施設の損害賠償（令122）

候補者又は選挙運動員が、個人演説会の施設又は設備を損傷したときは、候補者がその損害を賠償し、又は施設若しくは設備を原状に戻さなければなりません。

12 街頭演説

(1) 街頭演説は、立候補届出の際に県委員会が交付する標旗を掲げて、演説者がその場所にとどまって、又は停止している選挙運動用自動車の車上でのみ行うことができます。したがって、移動しながらする演説及び走行中の自動車上からする演説はできません。（法164の5）

(2) 街頭演説は、午前8時から午後8時までの間でなければ行うことができません。（法164の6①）また、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないよう努めなければなりません。（法164の6③）

(3) 街頭演説の場合の選挙運動員等の制限

ア 街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者1人について15人を超えてはなりません。（運転手（選挙運動のために使用される自動車1台につき1人に限る。）及び船員を除く。）（法164の7①）

イ 街頭演説において選挙運動に従事する者は、県委員会が交付する腕章を着けなけれ

ばなりません。(法164の7②)

ウ 街頭演説用腕章は、選挙運動用自動車又は船舶に乗車(船)できる者が着用する乗車(船)用腕章をそのまま街頭演説用腕章として使用することができることとされていますから、その分(4人分)を除いた11枚が県委員会から候補者に交付されます。(法141の2,164の7②)

エ 街頭演説をする場所では、ポスター、立札及び看板の類は一切使用することができません。しかし、その場所に停止している選挙運動用自動車に取り付けられているポスター、立札、看板の類については、差し支えありません。

オ 街頭演説の場所においては、連呼行為をすることができることになっていますが、演説の直前、直後又はその開催中において連呼する場合であって、連呼が主体である場合は認められません。(法140の2①ただし書)

カ 街頭演説においては、選挙運動のため録音盤(テープ・レコーダー等を含む。)を使用して演説をすることができます。(法164の4)

キ 学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならないことになっています。(法164の6②において準用する法140の2②)

13 選挙公報

選挙公報は、候補者の氏名(選挙長から通称認定書を交付されている場合は、その認定書に記載されている通称、以下同じ。)、経歴、政見等を選挙人に周知させるために1回発行され、掲載文は候補者が提出し、県委員会が印刷配布することになっています。(公報発行条例2)

(1) 掲載事項

選挙公報に掲載される事項は、候補者の氏名又は通称、経歴、政見及び写真です。

(2) 掲載申請の手続(公報発行条例3)

「選挙公報掲載申請書」に掲載文を添えて、県委員会に提出してください。この場合、無帽、正面向き胸像の手札型(縦10.8cm、横8.3cm)の写真1枚(裏面に候補者の所属政党・政治団体名及び氏名を書く。)を添付する必要があります。なお、写真は、原稿に貼り付けてはなりません。また、写真は白黒で、顔の上下に十分余裕のある鮮明なものを添付してください。

申請がなくて掲載文のみを提出しても、掲載申請をしたことにはなりませんので、注意してください。

(3) 掲載文の事前審査

掲載文及び写真は3月27日(金)までの執務時間内に県委員会事務局へ提出し事前審査を受けてください。事前審査を終えたものについては、立候補の届出の際は、改めて提出する必要はありません。

(4) 選挙公報の印刷

選挙公報の印刷は、写真製版により行いますので、文字、体裁、大きさ等は、原文のまま掲載されます。

(5) 掲載文の修正・撤回

一度申請した掲載文を修正又は撤回しようとする場合は、「選挙公報掲載文修正(撤回)申請書」を(3)の申請期間内に県委員会に提出してください。

修正しようとするときは、この申請書1部と選挙公報掲載文(修正したもの)1部が

必要です。

(6) 選挙公報の掲載の順序（公報発行条例 4）

選挙公報の掲載順序は、くじにより決定されます。このくじは、告示の日の午後5時10分から県委員会事務局で行いますが、候補者又はその代理人は立ち会うことができます。

(7) 掲載文等の返還

掲載文及び写真は返還しません。

(8) 掲載文記載上の注意

選挙公報に掲載する掲載文のスペースは、各候補者とも均一ですから、掲載文の記載に当たっては次の事項に注意して、原稿を作成してください。

ア 原稿用紙の使用方法

- (7) 原稿用紙は、県委員会が交付する原稿用紙のほかは、使用することができません。
なお、原稿用紙は2枚交付しますが、提出するのは1枚です。
- (イ) 原稿用紙の枠の大きさは、実際に選挙公報に掲載されるスペースと同じです。
- (ロ) 掲載文は、原稿用紙の枠内に記載してください。枠外に記載された部分は掲載されませんので注意してください。
- (ハ) 氏名欄には候補者の氏名を縦書で記載してください。
所属党派、生年月日等は、氏名欄の氏名の上下又は左右の余白を用いて欄内に記載してもかまいません。
- (ニ) 原稿用紙の方眼目は、写真には写りません。方眼の枠は掲載文を記載する場合の便宜のために引いたものですので、特にこれにとられる必要はありません。

イ 掲載文の記載方法

- (7) 掲載文は、必ず黒色の色素で記載し、色の濃淡のないようにしてください。
- (イ) 掲載文の字数には、制限はありません。
- (ロ) 氏名欄には、通常文章に使用する文字、記号、符号及びけい線以外は使用することができません。
- (ハ) 掲載文には、図、イラストレーション及びこれらの類を用いて記載することができますが、それらの部分の合計面積（上記(2)の写真の部分を除きます。）は、原稿用紙に掲載文を記載することができる面積のおおむね2分の1を超えることはできません。
- (ニ) 掲載文中には、上記(2)の写真以外の写真を掲載することはできません。
- (ホ) あまり小さい字を記載すると、印刷した場合に見えにくくなったり、不鮮明になるおそれがありますので、注意してください。
- (ヘ) 体裁を良くするためには、外枠一杯に記載しないで、上下左右に少し空きをとっていただくと見やすくなります。
- (ヘ) ボールペン、鉛筆等の用具は用いないでください。

ウ 原稿用紙を汚損したため再交付を受けたいときは、県委員会に申し出てください。

エ その他

- (7) 県委員会は、規定に違反して記載した掲載文の申請があった場合、記載した文字が著しく小さい場合、印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合等においては、候補者に対して当該文字の記載の修正を求めることがあります。

- (イ) 県委員会は、これらの注意事項に違反した掲載文について修正を求めた場合において、候補者又は代理人がその求めに応じないときは、職権によって修正することがあります。
- (ウ) 選挙公報の印刷の体裁等については、候補者又は代理人は指定をすることができません。
- (エ) 原稿用紙には、折り目やしみをつけないよう、交付時の封筒に入れて提出してください。
- (オ) 投票を行わないこととなった（無投票）選挙区では、選挙公報は発行されません。

(9) 選挙公報の県委員会ホームページへの掲載について

法第6条の規定に基づき、有権者に対する啓発、周知活動の一環として、(4)により作成した選挙公報をPDFファイル化し、県委員会ホームページに掲載します。

ア 掲載期間

選挙の告示日後、準備ができ次第掲載し、投票日当日まで掲載します。

イ 留意点

- (7) ホームページアクセス時における画面表示は、選挙公報のページ単位又は全体となる設定とする予定です。
- (イ) 選挙公報を県委員会ホームページからダウンロードし、印刷することは可能な設定となっています。
- (ウ) ホームページに掲載されたデータの改竄や技術的トラブルによる閲覧不能等により選挙の公正を害するおそれがある場合には、ホームページへの掲載を中止することがあります。
- (エ) 選挙運動用ポスターについては、県委員会ホームページには掲載しません。

ウ 禁止事項

選挙公報の県委員会のホームページへの掲載を受けて、候補者やその支持者等が、以下の(7)～(ウ)に掲げる行為をすると、法に抵触するおそれがありますので、特に御注意ください。

(7) 県委員会ホームページに掲載された選挙公報の全ページをプリントアウトして、不特定多数の者に頒布すること。（法第142条の禁止を免れる行為として候補者の氏名等を表示する文書図画を頒布したものと、法第146条に抵触するおそれがあります。また、頒布の態様によって、特定の候補者等の選挙運動用文書図画を頒布したと認められる場合には、法第142条に抵触します。）

(イ) 自らのホームページに、選挙公報の全ページを掲載すること。また、特定の候補者等の選挙公報のみを抜粋して掲載すること。（前段については、法第142条の禁止を免れる行為として候補者の氏名等を表示する文書図画を頒布したものと、法第146条に抵触するおそれがあります。また、掲載の態様によって、当該候補者やその支持者等のホームページの画面表示から判断して、特定の候補者等の選挙運動用文書図画を頒布したと認められる場合には、法第142条に抵触します。後段については、法第142条に抵触するおそれが強いです。）

(ウ) 選挙の告示の日以後に、自らのホームページを選挙公報が掲載された県委員会ホームページにリンクさせること。（法第142条の禁止を免れる行為として候補者の氏名等を表示する文書図画を頒布したと認められる場合には、法第146条に抵触します。また、態様によって、当該候補者やその支持者等のホームページの画面表示

から判断して、特定の候補者等の選挙運動用文書図画を頒布したと認められる場合には、法第142条に抵触します。)

14 休憩所等の禁止（法133）

休憩所、その他これに類似する設備（連絡所、湯呑所等）は、選挙運動のために設けることができません。

15 選挙運動ができない者

(1) 選挙事務関係者（法135）

ア 投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中、その関係区域内において選挙運動をすることができません。

イ 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。

(2) 特定公務員（法136）

選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員は在職中どこでも選挙運動ができません。

(3) 一般職の公務員（国家公務員法102, 地方公務員法36）

一般職の国家公務員は在職中どこでも、一般職の地方公務員は関係区域内で、政治的行為（選挙運動を含む。）ができません。

(4) 未成年者（法137の2）

年齢満20年未満の未成年者は、選挙運動ができず、また、何人も未成年者を使用して選挙運動をすることができません。ただし、選挙運動ではなく単なる労務に使用することは、差し支えありません。

(5) 選挙犯罪者（法137の3）

選挙犯罪又は政治資金規正法違反により選挙権及び被選挙権を停止された者は、選挙運動ができません。

16 地位利用による選挙運動の禁止

(1) 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止（法136の2）

国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員は、常勤であろうと非常勤であろうと、一般職であろうと特別職であろうとすべてここにいう公務員に当たり、更に、特定独立行政法人、公庫等の役員及び職員も一切その地位を利用して選挙運動をすることができません。

「地位利用」とは、公務員等がその地位にあるため、特に効果的に選挙運動を行いうるような影響力及び便益を利用することとされており、推薦状に単に職名を通常の方法で記載しただけでは直ちに地位利用になるとはいえません。

(2) 公務員等の地位利用による選挙運動類似行為の禁止（法136の2）

公務員等である者は、その地位を利用して候補者や候補者になろうとする者を推薦し、支持し又は反対したりする目的で、選挙運動に類似した行為をすることが禁じられています。したがって、公務員等がその地位を利用して、関係団体等に対し特定候補者の推薦決議をするよう干渉したり、後援団体の構成員になるよう勧誘したり、投票の割当てを指示したりする等の行為はすべてできないこととなります。

(3) 教育者の地位利用による選挙運動の禁止（法137）

学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園の長及び教員は、その地位に伴って有する児童、生徒及び学生に対する影響力を利用して選挙運動を行うことができません。ここにいう学校とはその公、私立を問いませんが、各種学校は含まれないので各種学校の教員等は、公務員でない限り選挙運動はできることとなります。

17 戸別訪問の禁止（法138）

何人も、投票を依頼したり、又は投票を得させないよう依頼するために戸別に訪問することはできません。また、いかなる方法でも戸別に演説会又は演説を行うことの告知や候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為もできません。ただし、個々面接は禁止されておりませんので、個々に選挙人に会った場合に挨拶する行為は戸別訪問に該当しない限り、差し支えありません。

18 署名運動の禁止（法138の2）

何人も、選挙に関し、投票を得又は得しめない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることができません。

19 飲食物の提供の禁止

何人も選挙運動に関して、どんな名目であっても飲食物の提供ができませんが、次に掲げる場合は構いません。（法139）

- (1) 湯茶を提供すること及びこれに伴って通常用いられるお茶うけ程度の菓子を提供すること。
- (2) 選挙運動員及び労務者に対して選挙事務所で食事をするため又は携行するために選挙事務所において弁当を提供すること。

ただし、提供できる弁当数は、候補者1人につき、1日15人分（1日3食として45食分）に選挙期日の告示日から選挙期日の前日までの期間の日数（9日）を乗じて得た数分（45食×9＝405食）の範囲内でなければなりません。

この場合に弁当は、1食について1,000円以内、1日について3,000円以内の弁当料であるとともに、当然選挙運動のための支出ですから選挙運動費用に算入されます。（法197の2）

20 氣勢を張る行為の禁止（法140）

何人も、選挙運動のため、自動車を連ね、又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすることができません。

21 連呼行為の禁止（法140の2）

短時間に一定の文句を連続反覆して呼称する、いわゆる連呼行為は、演説会場及び街頭演説（映画の幕間、工場の休憩時間を利用する単なる演説等を含む。）の場所において、演説の直前、直後及び開催中に行うことができます。ただし、演説を行わず連呼行為のみに終始することは許されません。

また、午前8時から午後8時までの間に限り、選挙運動のために使用される自動車及び

船舶の上においてその運行中又は停止中は連呼行為ができます。しかし、この場合に連呼行為のできる者は、乗車（船）用腕章を着けた者に限られ、街頭演説の場合は、街頭演説用腕章（乗車船用腕章を含む。）を着けた者に限られます。

なお、選挙運動のために連呼行為をする者は、学校及び病院、診療所、その他の療養施設の周辺では静穏を保持するように努めなければなりません。

22 文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限（法146）

- (1) 何人も選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他のいかなる名義をもってするを問わず、文書図画の頒布と掲示の禁止を免れる行為として、候補者の氏名若しくはシンボルマーク、政党その他の政治団体の名称又は候補者を推薦し、支持し、若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し、又は掲示することができません。
- (2) 選挙運動の期間中、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは候補者と同一戸籍にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状、その他これに類する挨拶状を候補者の選挙区内に頒布したり掲示したりすることは、禁止を免れる行為とみなされて処罰されることとなります。

23 新聞紙、雑誌の不法利用等の制限（法148の2）

- (1) 何人も、当選を得若しくは得しめ、又は得しめない目的をもって新聞紙又は雑誌の編集その他経営を担当する者に対し金銭、物品その他の財産上の利益の供与、その供与の申込み若しくは約束をし、又は饗応接待、その申込み若しくは約束をして、これに選挙に関する報道及び評論を掲載させることができません。
- (2) 新聞紙又は雑誌の編集、その他経営を担当する者は、前記(1)の供与、饗応接待を受け、若しくは要求し、又は前記(1)の申込みを承諾して、これを選挙に関する報道及び評論に掲載することができません。
- (3) 何人も、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって新聞紙又は雑誌に対する編集その他経営上の特殊の地位を利用して、これを選挙に関する報道及び評論を掲載し、又は掲載させることができません。

24 選挙期日後のあいさつ行為の制限（法178）

何人も選挙期日後に当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的で次の行為をすることは、選挙期日後のあいさつ行為として禁止されています。

- (1) 選挙人に対して戸別訪問をすること。
- (2) 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか、文書図画の頒布又は掲示をすること。
- (3) 新聞紙又は雑誌を利用すること。
- (4) 放送設備を利用して放送すること。
- (5) 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- (6) 自動車を連ね隊を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすること。
- (7) 当選に関する答礼のため、当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

第5 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附

1 収入、寄附及び支出の定義（法179）

(1) 収入

収入とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいうものとされています。

(2) 寄附

寄附とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいうものとされています。

なお、政治資金規正法第21条の規定により、会社等は政党及び政治資金団体以外の者に対して寄附をすることが禁止されていますので、政治家個人に対しては、選挙運動に関する寄附も、また、金銭等によらない政治活動に関する寄附も禁止されます。

(3) 支出

支出とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいうものとされています。

(4) 前記の金銭、物品その他の財産上の利益には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものを含むものとされています。

2 出納責任者及び出納責任者の職務代行者

(1) 出納責任者の選任及び届出（法180）

ア 候補者は、その選挙運動に関する収入及び支出の責任者（「出納責任者」という。以下同じ。）1人を選任しなければなりません。

ただし、候補者が自ら出納責任者となり、又は推薦届出者が当該候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、若しくは自ら出納責任者となることもできます。

イ 出納責任者の選任者は、直ちに届出責任者の氏名、住所、職業、生年月日及び選任年月日並びに候補者の氏名を、文書で県委員会に届け出なければなりません。

ウ 推薦届出者が出納責任者を選任した場合においては、前記イの届出には、その選任につき候補者の承諾を得たことを証すべき書面（推薦届出者が数人あるときは併せてその代表者たることを証すべき書面）を添えなければなりません。

(2) 出納責任者の異動（法182）

出納責任者の異動があったときは、出納責任者の選任者は、その異動事項を解任又は辞任による異動に関するものには解任等の通知書を添えて、県委員会に届け出なければなりません。

(3) 出納責任者の職務代行者（法183）

候補者が出納責任者を選任した場合において、出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、候補者が代わってその職務を行い、推薦届出者が出納責任者を選任した場合において、出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、当該推薦届出者が代わってその職務を行い、当該推薦届出者にも事故があるとき又はその者も欠けたときは、候補者が代わって出納責任者の職務を行うこととなります。

(4) 出納責任者の届出前の寄附の受領及び支出の禁止（法184）

出納責任者及び同職務代行者の届出並びに異動の届出をした後でなければ、候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義をもってするを問わず、候補者のために寄附を受け、又は支出をすることができません。

(5) 会計帳簿の備付及び記載（法185）

出納責任者は、会計帳簿を備え、次の事項を記載しなければなりません。

ア 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入

イ 前記アの寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については時価に見積もった金額）及び年月日

ウ 選挙運動に関するすべての支出

エ 前記ウの支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

(6) 出納責任者の支出権限（法187）

立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動に要する支出を除くほか、選挙運動に関する支出は、出納責任者でなければすることができません。

(7) 領収書等の徴収（法188）

出納責任者又は候補者若しくは出納責任者とその意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければなりません。

(8) 選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出（法189）

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する報告書をそれぞれ次に掲げる期間内に県委員会に提出しなければなりません。

ア 1回目の報告書は、寄附及びその他の収入並びに支出について、これらを精算し、選挙期日から15日（4月27日）以内。

イ 前記アの精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内。

また、収支報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならないこととされておりますが、県委員会が交付する収支報告書の様式には、当該文書部分が含まれております。

(9) 帳簿及び書類の保存（法191）

出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他支出を証すべき書面を収支報告書を提出した日から3年間、保存しなければなりません。

(10) 報告書の公表、保存及び閲覧（法192）

ア 県委員会は、出納責任者から収支報告書の提出があったときは、その要旨を公表することになっています。

イ 県委員会は、当該報告書を受理したときは、受理した日から3年間、保存することになっています。

ウ 何人も、前記イの期間内において、県委員会に対して、報告書の閲覧を請求することができます。

3 選挙運動に関する支出金額の制限（法194, 令127）

(1) 候補者 1 人につき支出できる選挙運動費用の最高額は、次の算式により算出されます。

$$\text{人数割額 (83円)} \times \frac{\text{選挙期日の告示日において選挙人名簿に登録されている者の総数}}{\text{当該選挙区内の議員の定数}} + \text{固定額 (390万円)} = \text{法定制限額}$$

なお、100円未満の端数が生じたときは、その端数は100円として算出されます。

今回の選挙における法定制限額は、立候補届出の際に通知します。

(2) 選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲（法197）

次に掲げる支出は、選挙運動に関する支出とはみなされないもので、これらを選挙運動費用に算入する必要はありません。したがって、これらについては出納責任者は収支報告書に記載する必要はありません。

ア 立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

イ 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

ウ 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出

エ 選挙期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

オ 確認団体が行う選挙運動のために要した支出

カ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

キ 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出

なお、供託金は選挙運動費用には含まれません。

(3) 実費弁償及び報酬の額（法197の2）

※ 実費弁償及び報酬については、支給できる者や金額に制限があり、これに違反すると買収の推定を受けることになるので十分注意してください。

選挙運動に従事する者に対し支出することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対して支出することができる報酬及び実費弁償の額については、政令で定める基準に従い、県委員会の定める額（法197の2, 令129）とされています。

なお、県委員会が定めた選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額は、次のとおりです。（規程138）

ア 選挙運動に従事する者 1 人に対して支給することができる実費弁償の額

これを超えて支給すると、買収の推定を受けることになります。

- (7) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- (イ) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- (ウ) 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
- (エ) 宿泊料（食事料2食分を含む。）1夜につき12,000円
- (オ) 弁当料 1食につき1,000円 1日につき3,000円
- (カ) 茶菓代 1日につき500円

イ 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額

労務者とは、単純な機械的労務に服する者であり、選挙運動に従事する者については、次のエの場合を除いて報酬は一切支給することができません。

- (7) 基本日額 10,000円
- (イ) 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割

ウ 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額

これを超えて支給すると、買収の推定を受けることとなります。

(7) 鉄道賃、船舶及び車賃 前記アの鉄道賃、船賃及び車賃の額

(イ) 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき10,000円

エ 選挙運動のために使用する事務員、専ら法141条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者（車上運動員）及び専ら手話通訳のために使用する者で、かつ、県委員会に届出した者（選挙期日の告示日から選挙期日の前日までの期間を通じて60人以内で、1日当たり12人以内の者）1人に対して支給することができる報酬額

(7) 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円

(イ) 車上運動員 1日につき15,000円

(ウ) 手話通訳のために使用する者 1日につき15,000円

ただし、超過勤務手当は支給できません。

これらの者に報酬を支給するためには、それらの者を使用する前に、必ず、文書「（報酬を支給する選挙運動のために使用する者の）届出書」で、県委員会に届け出なければなりません。同文書を郵便で差し出す場合においては、引き受け時刻証明の取扱いを受けていれば、そのときに届出をしたこととなります。また、報酬を支給する者を変更する際も、同様に、変更後の者を使用する前に、必ず、県委員会に届け出なければなりません。

なお、県委員会に届出をせずに以下の者に報酬を支給すると買収の推定を受けることとなりますので、御注意ください。

第6 選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営

1 届出等の手続

公費負担の適用を受けようとする候補者が、県委員会にその旨の届出をするときには、次の点に留意してください。

(1) 有償契約であること

公費負担の適用は、有償契約である場合に限られ、無償契約の場合は対象となりません。

(2) 契約書を作成すること

(1)の契約をしたときは、当該契約に関する書類（以下「契約書等」という。）を作成してください。契約書等は、次の(3)で述べるとおり、公費負担に関する届出のとき添付書類としてその写しが必要となります。

なお、添付する契約書等の写しは、必ずしも契約書という名称を有する書類の写しとは限りませんが、有償契約である以上、契約の内容において候補者の申込等の意思と当該契約の相手方である業者等（以下「業者等」という。）の承諾の意思及び契約の当事者、契約期間（借入期間、雇用期間）、契約数（燃料供給量、印刷枚数）並びに契約金額等が明らかにされている書面の写しでなければなりません。

(3) 県委員会に届け出ること

業者等と有償契約を締結したときは、直ちに、その旨を定められた様式により文書で県委員会に提出してください。この場合、(2)で述べた契約書等の写し及び後述する確認申請書を添付してください。

なお、同種の契約であっても異なる業者等と契約した場合は、異なる業者等別に届出をすることになっていきますので、同種の契約をするときは、同一業者等と契約するのが便利です。

また、届出は、立候補届出前に契約したときは立候補届出後直ちに、立候補届出後に契約したときは契約締結後直ちに行ってください。

(4) 契約する業者等に制限があること

公費負担の対象となる業者等には制限がありますので、後述する各項を参照のうえ、業者等の選定をしてください。

(5) 届出等の様式が定まっていること

候補者が県委員会及び業者等に提出する各種書類並びに業者等が県に提出する支払の請求書等は、すべて様式が定められています。後述する各項の説明に従って、できるだけ県委員会が作成交付した用紙を使用してください。

2 支払方法等

支払方法等については、次のことに留意してください。

(1) 供託物が没収となったときは対象から除かれること

公費負担の適用を受ける手続き等をしていても選挙の結果、法第93条の規定によって候補者に係る供託物が没収されることとなったときは対象から除かれます。

(2) 業者等に直接支払われること

県からの支払は、業者等の請求に基づき、直接業者等に対して行います。

また、支払の時期は選挙期日後で、供託物没収関係が確定した日以後となっていますので、契約のときにこの旨業者等に説明してください。

(3) 公費負担は一定の限度額以内であること

公費で負担する額は、それぞれについて一定の限度額が定められています。したがって、契約の合計額が限度額を超えたときは、その超えた額については、候補者の負担となります。

なお、それぞれの限度額は後述する各項で説明します。

3 選挙運動用自動車の使用の公営（公営条例2、3、4、5）

法第141条第1項の規定による選挙運動用自動車の使用に関する公費負担の適用は、契約の種類によって次のとおり区分して定められています。

(1) 一般運送契約の場合

一般運送契約とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者として国土交通大臣（運輸大臣）から許可を受けている業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）と契約する場合で、選挙運動用自動車及びこれに供給する燃料並びに運転手を一括して契約する方法です。一般的にはタクシー又はハイヤー等の借上げの契約がこれに該当し、この場合の公費負担の方法は次のとおり定め

られています。

ア 業者等の制限

契約する業者等は、一般乗用旅客自動車運送事業者に限られます。

イ 届出等の手続

(7) この契約を締結した候補者が県委員会に提出する書類には、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」(別添「選挙公営関係用紙」の様式1)及び契約書等の写しが必要です。

(イ) 公費負担の対象となる台数は、1日につき1台です。したがって、同一の日において2台以上の使用の契約をしたときは、候補者はいずれか1台を指定してください。

(ウ) 県委員会に(7)の届出をしたときは、「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」(様式2)を契約した一般乗用旅客自動車運送事業者に提出してください。

ウ 公費負担限度額及び支払請求

(7) この契約によった場合に公費で負担する額は、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対して支払うべき金額(その金額が64,500円を超える場合には、64,500円が1日当たりの限度額)の合計額です。

(イ) 当該一般乗用旅客自動車運送事業者が県に支払請求をするときは、「請求書(選挙運動用自動車の使用)」(様式3)に前述イの(ウ)により候補者から提出を受けた「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」(様式2)を添付のうえ行うこととなります。

(2) 選挙運動用自動車の借入れ契約の場合

前記(1)と異なり選挙運動用自動車のみ借入れる契約をした場合に、その借用料を公費負担する場合で、次のとおり定められています。

ア 業者等の制限

この契約の場合の相手方は、当該契約業務を業としない者であっても差し支えありません。したがって、自家用自動車を国土交通大臣(運輸大臣)の許可を受けて貸しているいわゆるレンタカー業者と契約することもできますし、自家用車を所有している知人等とその車を借り入れる契約をすることもできます。

しかし、当該契約業務を業としない知人等と契約した場合には、その知人等が当該候補者と生計を一にする親族であるときは、公費負担の適用の対象とされません。

イ 届出等の手続

(7) この契約を締結した候補者が県委員会に提出する書類としては「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」(様式1)及び契約書等の写しが必要です。

(イ) 公費負担の対象となる台数は、1日につき1台です。したがって、同一の日において2台以上の使用の契約をしたときは、候補者はいずれか1台を指定してください。

(ウ) 県委員会に(7)の届出をしたときは、「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」(様式2)を契約した業者等に提出してください。

ウ 公費負担限度額及び支払請求

(7) この契約によった場合に公費で負担する額は、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対して支払うべき金額(その金額が15,300円を超える場

合には、15,300円が1日当たりの限度額)の合計金額です。

- (イ) 当該業者等が県に支払請求するときは、「請求書(選挙運動用自動車の使用)」(様式3)に前述イの(ウ)により候補者から提出を受けた「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」(様式2)を添付のうえ行うこととなります。

(3) 選挙運動用自動車に使用する燃料の供給契約の場合

選挙運動用自動車の走行に必要な燃料の供給契約をした場合に、その燃料代を公費負担する場合で、次のとおり定められています。

ア 業者等の制限

前記(2)のアと同様です。

イ 届出等の手続

- (ア) この契約を締結した候補者が県委員会に提出する書類としては、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」(様式1)及び契約書等の写しが必要です。

なお、前記1届出等の手続(3)でも説明しましたが、例えば毎日異なる燃料供給業者等と供給契約をした場合は、その都度届出等の手続をすることとなりますので、可能な限りあらかじめまとめて契約するのが便利です。

- (イ) 県委員会に(ア)の届出をした後、その業者等から燃料の供給を受けた場合はさらに、「自動車燃料代確認申請書」(様式4)を県委員会に提出し、供給を受けた当該燃料代が次項ウで説明する公費負担の限度額以内である旨の「自動車燃料代確認書」(様式5)の交付を受けてください。

- (ウ) 県委員会から前記「自動車燃料代確認書」(様式5)の交付を受けたときは、契約した業者等にこの確認書及び「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」(様式6)を併せて提出してください。

ウ 公費負担の限度額及び支払請求

- (ア) この契約によった場合に公費で負担する額は、7,350円に当該候補者の立候補届出の日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、かつ、実際に給油し、前述イの(イ)により県委員会が確認した金額です。

- (イ) 当該業者等が県に支払請求をするときは、「請求書(選挙運動用自動車の使用)」(様式3)に、前述イの(ウ)により候補者から提出を受けた「自動車燃料代確認書」(様式5)及び「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」(様式6)及び給油伝票の写しを添付のうえ行うこととなります。

(4) 選挙運動用自動車に使用する運転手雇用契約の場合

選挙運動用自動車の運転のため運転手雇用契約をした場合に、その雇用代を公費負担する場合で、次のとおり定められます。

ア 業者等の制限

前記(2)のアと同様です。

イ 届出等の手続

- (ア) この契約を締結した候補者が県委員会に提出する書類としては、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」(様式1)及び契約書等の写しが必要です。

- (イ) 公費負担の対象となる人数は、1日につき1人です。したがって、同一の日において2人以上の運転手と雇用契約をしたときは、候補者はいずれか1人を指定してください。

- (ウ) 県委員会に(ア)の届出をしたときは、契約した運転手等に「選挙運動用自動車使

用証明書（運転手）」（様式7）を提出してください。

ウ 公費負担限度額及び支払請求

(7) この契約によった場合に公費で負担する額は、選挙運動用自動車の運転手として運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（その報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円が1日当たりの限度額）の合計金額です。

(4) 当該運転手が県に支払請求するときは、「請求書（選挙運動用自動車の使用）」（様式3）に前述イの(ウ)により候補者から提出を受けた「選挙運動用自動車使用証明書（運転手）」（様式7）を添付のうえ行うこととなります。

(5) (1)の契約とともに(2)、(3)、(4)の契約をした場合

同一の日に(1)の一般運送契約を締結するとともに(2)の自動車の借入れ又は(3)の燃料の供給若しくは(4)の運転手の雇用の契約をも締結した場合（例えばハイヤーとレンタカーを同一の日に使用する場合）には、候補者が指定するいずれかの契約が公費負担の対象となります。

4 選挙運動用ポスターの作成の公営（公営条例6、7、8）

法第143条第1項第5号の規定による選挙運動用ポスターの作成に関する公費負担の適用は、次のとおり定められています。

(1) 業者等の制限

契約する業者等は、ポスターの作成を業とする業者に限られます。

(2) 届出等の手続

ア この契約を締結した候補者が県委員会に提出する書類としては、「ポスター作成契約届出書」（様式8）及び契約書の写しが必要です。

イ 県委員会にアの届出をした後、その業者から作成したポスターの納品を受けた場合は、さらに「ポスター作成枚数確認申請書」（様式9）を県委員会に提出し、作成したポスターの枚数が公費負担の限度枚数（候補者1人につき、選挙区におけるポスター掲示場数×2）の範囲内である旨の「ポスター作成枚数確認書」（様式10）の交付を受けてください。

ウ 県委員会から前記「ポスター作成枚数確認書」（様式10）の交付を受けたときは、契約した業者にこの確認書及び「ポスター作成証明書」（様式11）を併せて提出してください。

(3) 公費負担の限度額及び支払請求

ア ポスター作成に係る公費負担の限度額は、契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（限度額あり）に作成枚数（確認枚数）を乗じた金額ですが、今回の選挙においては、次のとおり算出されます。

◎ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\text{単価の限度額} = \frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \quad \begin{array}{l} 1\text{円未満の} \\ \text{端数は切上げ} \end{array}$$

◎ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\text{単価の限度額} = \frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \quad \begin{array}{l} 1\text{円未満の} \\ \text{端数は切上げ} \end{array}$$

$$\text{限度額} = \text{単価} \times \text{確認された作成枚数}$$

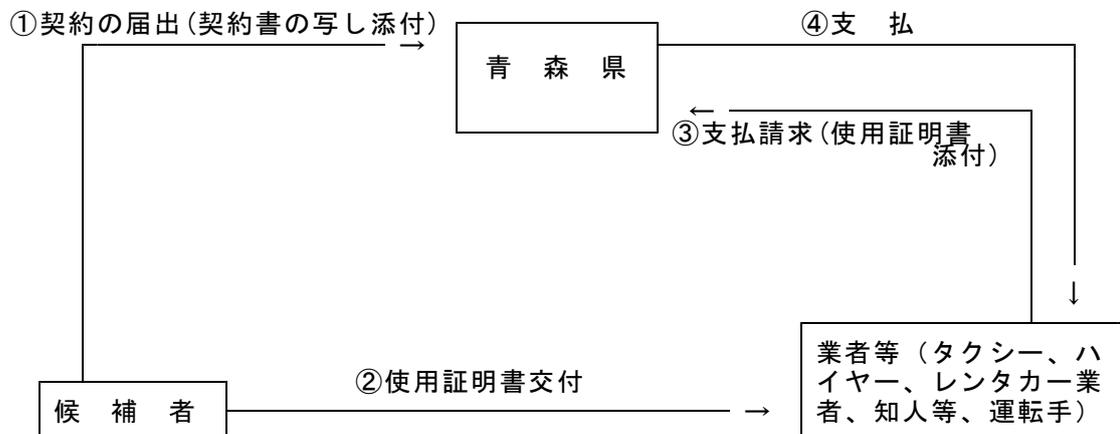
各選挙区別の作成単価（限度額）は別記4（P35）記載のとおりです。

イ 当該業者が県に支払請求するときは、「請求書（ポスターの作成）」（様式12）に、
前述（2）のウにより候補者から提出を受けた「ポスター作成枚数確認書」（様式10）
及び「ポスター作成証明書」（様式11）を添付のうえ行うことになります。

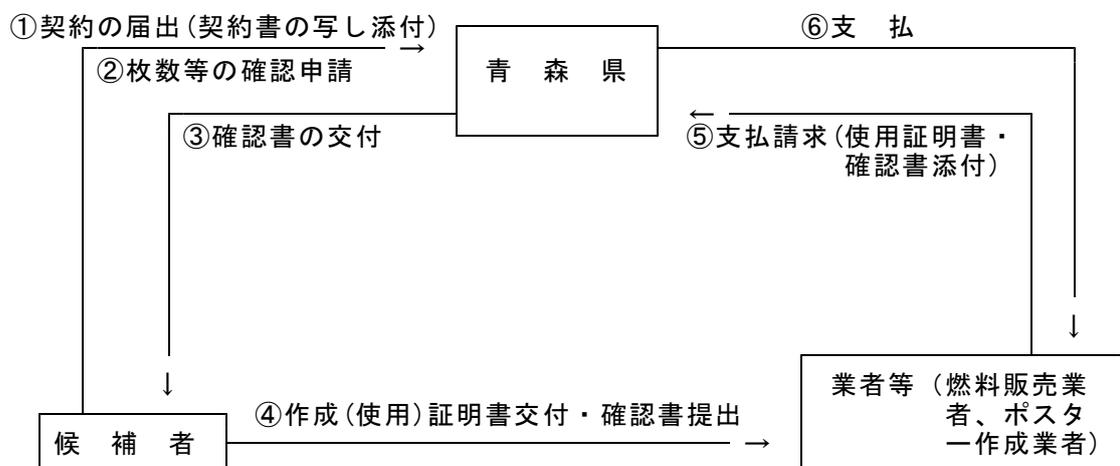
5 各種契約書例を「選挙公営関係用紙」の中に示していますので、参考にしてください。

参考 選挙公営の届出から支払まで

1 選挙運動用自動車（燃料代を除く）の使用の選挙公営



2 選挙運動用自動車（燃料代のみ）及びポスターの選挙公営



別記1 各選挙区の選挙長

選挙区名	選挙長
東津軽郡	山口 元榮
西津軽郡	須藤 壽
南津軽郡	三浦 秀男
北津軽郡	葛西 榮喜
上北郡	高松 捷一
三戸郡	中野 正美
青森市	坪田 左近
弘前市	成田 満
八戸市	野坂 哲
黒石市	乗田 兼雄
五所川原市	白川 昭麿
十和田市	古舘 實
三沢市	河村 幸利
むつ市	畑中 政勝
つがる市	成田 照男
平川市	内山 久人

別記2 各選挙区の選挙長事務取扱場所

選挙区名	選挙長事務取扱場所	選挙長事務取扱場所の所在	
		告示日	告示日以外の日
東津軽郡	県委員会事務局	青森県選挙管理委員会委員室	県委員会事務局
西津軽郡	〃 西津軽郡出張所	鱒ヶ沢町役場3階第4委員会室	鱒ヶ沢町委員会事務局
南津軽郡	〃 南津軽郡出張所	藤崎町役場3階中会議室	藤崎町委員会事務局
北津軽郡	〃 北津軽郡出張所	板柳町福祉センター2階農業委員会会議室	板柳町委員会事務局
上北郡	〃 上北郡出張所	東北町役場本庁舎3階大会議室	東北町委員会事務局
三戸郡	〃 三戸郡出張所	南部町役場3階中会議室	南部町委員会事務局
青森市	〃 青森市出張所	青森市役所第3庁舎1階会議室	青森市委員会事務局
弘前市	〃 弘前市出張所	弘前市役所新館2階第1、第2会議室	弘前市委員会事務局
八戸市	〃 八戸市出張所	八戸市庁別館2階会議室	八戸市委員会事務局
黒石市	〃 黒石市出張所	黒石市選挙管理委員会事務局	黒石市委員会事務局
五所川原市	〃 五所川原市出張所	五所川原市役所5階第1会議室	五所川原市委員会事務局
十和田市	〃 十和田市出張所	十和田市役所新館第4会議室	十和田市委員会事務局
三沢市	〃 三沢市出張所	三沢市選挙管理委員会事務局	三沢市委員会事務局
むつ市	〃 むつ市出張所	むつ市役所大会議室A	むつ市委員会事務局
つがる市	〃 つがる市出張所	つがる市役所3階会議室	つがる市委員会事務局
平川市	〃 平川市出張所	平川市役所4階第4会議室	平川市委員会事務局